

【別表 1】 特別養護老人ホーム論地がるてん 利用料金表（令和8年6-8月より適用）

●基本サービス費（単位）

1日あたり		要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
①基本サービス費	ユニット型個室	682単位	753単位	828単位	901単位	971単位

●加算分（原則として利用者全員に算定されるもの）

②加算名	自己負担額		加算の要件
	1日あたり	1月あたり	
看護体制加算Ⅰ	12単位		常勤の看護師を1名以上配置していること。
看護体制加算Ⅱ	23単位		看護職員を合計2名以上配置しており、24時間の連絡体制を確保していること。
夜勤職員配置加算(Ⅱ)イ	46単位		夜勤職員に加えて夕方から朝の16時間に毎日平均して延べ16時間以上の介護職員を配置していること。
日常生活継続支援加算(Ⅱ)	46単位		算定日の属する月の前6ヶ月間または前12ヶ月間における新規入所者の総数の内、要介護4・5の者の占める割合が70%以上であること。または日常生活に支障を来すおそれのある症状若しくは行動が認められることから介護を必要とする認知症である者の占める割合が65%以上であること。
サービス提供体制強化加算	(Ⅰ) 22単位		(Ⅰ) ①介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が80%以上であること。 ②介護職員の総数のうち、勤続年数10年以上の介護福祉士の占める割合が35%以上であること。 (Ⅱ) 介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が60%以上であること。 (Ⅲ) ①介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が50%以上であること。 ②看護・介護職員の総数のうち、常勤職員の占める割合が75%以上であること。 ③サービスを入所者に直接提供する職員の総数のうち、勤続年数7年以上の者の占める割合が30%以上であること。
	(Ⅱ) 18単位		
	(Ⅲ) 6単位		
栄養マネジメント強化加算	11単位		(イ) 管理栄養士を配置していること。 (ロ) 低栄養状態にある利用者または低栄養状態のおそれのある利用者に対して他職種が共同して作成した栄養ケア計画に従い、食事の観察を定期的に行い、利用者ごとの栄養状態、心身の状態及び嗜好を踏まえた食事の調整を実施すること。 (ハ) ロに規定する利用者以外の方に対しても食事の観察の際に変化を把握し、問題が認められる場合は、早期に対応していること。 (ニ) 利用者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、継続的な栄養管理の実施に当たって、当該情報その他継続的な栄養管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。
科学的介護推進体制加算(Ⅱ)		50単位	以下のいずれの要件も満たすことを求める。 (イ) 入所者・利用者ごとの、ADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の入所者の心身の状況等に係る基本的な情報（科学的介護推進体制加算（Ⅱ）では、加えて疾病の状況等の情報を、厚生労働省に提出していること。 (ロ) 必要に応じてサービス計画を見直すなど、サービスの提供に当たって、上記の情報その他サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること。
排せつ支援加算（Ⅰ）		10単位	(イ) 排せつに介護を要する入所者等ごとに、要介護状態の軽減の見込みについて、医師または医師と連携した看護師が施設入所時等に評価するとともに、少なくとも6月に1回、評価を行い、その評価結果等を厚生労働省に提出し、排せつ支援に当たって当該情報等を活用する。 (ロ) イの評価の結果、適切な対応を行うことにより、要介護状態の軽減が見込まれる人について、医師、看護師、介護支援専門員等が共同して、排せつに介護を要する原因を分析し、それに基づいた支援計画を作成し、支援を継続して実施する。 (ハ) イの評価に基づき、少なくとも3月に1回、入所者等ごとに支援計画を見直す。
生産性向上推進体制加算（Ⅱ）		10単位	(イ) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で、生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的にを行っていること。 (ロ) 見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入していること。 (ハ) 1年以内毎に1回、業務改善の取組による効果を示すデータの提供を行うこと。

③介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	(基本単位+加算単位) * 17.6%単位	介護職員等の賃金改善や資質の向上の支援のための計画が策定されており、実践していること。
-----------------	-----------------------------	---

⑥地域ごとの1単位単価	地域ごと・サービス種類ごとに人件費の地域差分が定められています。論地がるてんの場合、高浜市の介護老人福祉施設として10.14を合計単位に乗することになります。
-------------	---

●食費、居住費

1日あたり	利用者負担第1段階	利用者負担第2段階	利用者負担第3段階①	利用者負担第3段階②	利用者負担第4段階
⑦食費	¥300	¥390	¥680	¥1,420	¥1,600
⑧居住費 (ユニット型個室)	¥880	¥880	¥1,370	¥1,470	¥2,200

※ 低所得の方の食費及び居住費を軽減する制度があります。この制度を利用するには「介護保険負担限度額の認定」を受ける必要があります。利用者負担の段階は市民税の課税状況、貯蓄、世帯の状況等により異なります。

◇ 1ヶ月あたり（31日分）の利用料金の見込み

		要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
合 計	利用者負担段階 4	¥148,196	¥150,821	¥153,593	¥156,292	¥158,879
	利用者負担段階 3-②	¥119,986	¥122,611	¥125,383	¥128,082	¥130,669
	利用者負担段階 3-①	¥93,946	¥96,571	¥99,343	¥102,042	¥104,629
	利用者負担段階 2	¥69,766	¥72,391	¥75,163	¥77,862	¥80,449
	利用者負担段階 1	¥66,976	¥69,601	¥72,373	¥75,072	¥77,659
	2割負担	¥178,592	¥183,841	¥189,386	¥194,783	¥199,958
	3割負担	¥208,988	¥216,862	¥225,179	¥233,275	¥241,038

●加算分（利用者の個別の状況により算定されるもの）

加算名		自己負担額		算定される条件
		1日あたり	1月あたり	
若年性認知症入所者受入加算		120単位		64歳未満で、認知症が原因で要介護状態となった利用者に対し、担当者を定め、その者を中心に個別ニーズに応じたサービス提供を行う場合に算定されます。
入院または外泊時の費用		246単位		入院または自宅に外泊した場合、6日間を限度に算定されます。入院（外泊）7日目からは算定されません。
初期加算		30単位		入所後30日間に限り算定されます。また30日を越える入院をした後に再び入所した場合も同様に算定されます。
安全対策体制加算			20単位 (入所時に1回)	1. 各サービス種別における運営基準に適合していること。 2. 規定の担当者が安全対策に係る外部における研修を受けていること。 3. 施設内に安全管理部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されていること。
認知症専門ケア加算（Ⅰ）		3単位		1. 利用者の総数の内、日常生活自立度Ⅲ以上の者が5割以上占めること。 2. 認知症介護に関する専門的な研修を終了した者を日常生活自立度Ⅲ以上の対象者が20名に満たない場合は1名以上、20人以上の場合は19人を超えて10人またはその端数を増すごとに1人以上配置すること。 3. 認知症ケアに関することを職員間で留意事項の伝達または技術的指導の会議を定期的実施していること。
看取り介護 加算（Ⅰ）	死亡日以前45日～31日	72単位		医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した利用者について、家族の合意のもと、見取り介護指針に則った看取り介護を行った場合に算定されます。費用は死亡日以前31日以上45日以下については72単位、死亡日以前4日から30日までが144単位、死亡日の前日及び前々日が680単位、死亡日が1,280単位となります。
	死亡日以前30日～4日	144単位		
	死亡日の前日・前々日	680単位		
	死亡日	1280単位		

●その他、日常生活に要する自己負担金

個人が選定する特別食	実費	※ 金銭管理・貴重品などの保管をご本人やご家族に代わって施設が行う場合に事務管理費を頂きます。（別な契約を交わした場合を除き、財産・預貯金の管理の代行は致しません。）
衣類・嗜好品等	実費	
レクリエーション・クラブ活動材料費	実費	
理容・美容サービス（1回）	実費	
医療費	実費	
事務管理費（1ヶ月あたり）	2,000円	

特別養護老人ホーム 論地がるてん

〒444-1314 高浜市論地町三丁目7-117

電話 0566-53-3300 FAX 0566-93-1773